

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省総合食料局食品産業企画課）

制 度 名	資源再生化設備等の特別償却制度（食品循環資源再生利用設備）			
税 目	所得税・法人税（該当条項：措法第 11 条の 6、第 44 条の 6、第 68 条の 26）			
要 望 の 内 容	<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、「食品リサイクル法」という）」に基づき、大臣認定を受けた食品循環資源の再生利用事業計画（以下、「認定計画」という。）を実行するに当たり、食品循環資源再生利用設備等を新たに取得した場合、初年度に基準取得価額の 14%の特別償却を認める措置について、適用期限を 2 年延長すること。</p> <table border="1" data-bbox="930 656 1493 752"> <tr> <td data-bbox="930 656 1141 752">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1141 656 1493 752">— (▲48) 百万円</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	— (▲48) 百万円
減収見込額 （平年度）	— (▲48) 百万円			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 食品リサイクル法施行後、食品産業全体では一定の成果が得られているが、業種ごとにみると「川下」に位置する食品小売業や外食産業の取組が遅れていることから、同法第 19 条における再生利用事業計画の認定制度（食品リサイクル・ループ）等により食品リサイクルの取組の促進を図っているところである。 このため、本特例措置により、肥飼料設備等の設置を促進し、再生利用事業計画の認定制度による食品循環資源の再生利用等の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 再生利用事業計画の必須要件である食品リサイクル・ループが構築された場合、食品関連事業者は、買い取らなければならない農畜水産物が魅力的な商品として消費者に支持されるよう、リサイクル肥飼料等の生産において、品質の高さを確保する必要に迫られることとなる。また、優秀なパートナーとなり得る業者の存在は限定的であり、認定計画を活用した食品リサイクルの取組を面的に広げていくためには、食品関連事業者からのニーズに応えられる優良なりサイクル業者の育成を図っていく必要もある。新たに食品リサイクル・ループの取組を構築し、機能させていくためには、食品関連事業者においては、排出事業所の数やスケールに応じた設備投資が必要であり、リサイクル業者においては、新たなリサイクル設備の設置が必要であることから、これら初期投資に対する軽減措置を設け、取組を面的に広げていくための支援を図ることが必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 認定制度の促進・定着を通じ、特に低水準にとどまっていた食品小売業や外食産業における食品循環資源の再生利用等実施率の向上に取り組んでいるが、認定計画に必要な新たなリサイクル設備の設置には多大なコストがかかる。このため、当該措置が設備投資へのインセンティブを与えることとなり、引き続き支援することは適正である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	I－①食品産業の競争力の強化【平成19年度、平成20年度】																																																																	
	政策の達成目標	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（平成19年11月30日公表）においては、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を、「その実施率を平成24年度までに、食品製造業にあつては全体で85%、食品卸売業にあつては全体で70%、食品小売業にあつては全体で45%、外食産業にあつては全体で40%に向上させることを目標とする」と定めたところであり、これを政策の達成目標とする。																																																																	
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成22年4月1日から平成24年3月31日（2年間）																																																																	
	同上の期間中の達成目標	政策の目標達成と同じ																																																																	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	廃棄物処理用設備の課税標準の特例（食品循環資源再生処理設備） 【内容】固定資産税の課税標準から3年間1/3を控除																																																																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	1 地域バイオマス利活用交付金（21予算：11,164百万円） 2 食品循環資源品質維持体制整備事業（21補正：450百万円）																																																																	
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	1 交付金による国庫支援対象設備は、食品関連事業者が地方公共団体と連携したものである場合や先進的・モデル的である場合に限定されるが、税の場合はそれに限らず、幅広く支援対象とすることが可能である。 2 当該補助金による国庫支援対象設備は、食品関連事業者が事業場に食品循環資源の品質を維持するために設置した生ごみ処理機、専用保冷庫等であり、モデル的なものに限定されるが、税の場合はそれに限らず、幅広く支援対象とすることが可能である。																																																																	
	政策の達成状況	食品循環資源再生利用設備の整備が進展し、食品産業全体における食品循環資源の再生利用等の実施率は上昇傾向にあるが、食品流通の川下に至るほど、廃棄物の発生が少量分散型となるなど再生利用がしづらくなることから、食品製造業の実施率は高いものの、卸、小売り、外食と順に低下していくため、引き続き本税制による支援が必要である。																																																																	
	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品製造業</td> <td>60</td> <td>66</td> <td>69</td> <td>72</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>23</td> <td>36</td> <td>45</td> <td>41</td> <td>61</td> <td>62</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>31</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>食品産業計</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>43</td> <td>45</td> <td>52</td> <td>53</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>23</td> <td>18</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減税額（百万円）</td> <td>173</td> <td>145</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>								13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	食品製造業	60	66	69	72	81	81	81	食品卸売業	23	36	45	41	61	62	62	食品小売業	22	25	23	28	31	35	35	外食産業	14	13	17	17	21	22	22	食品産業計	37	40	43	45	52	53	54		18年	19年	20年	適用件数（件）	23	18	1	減税額（百万円）	173	145
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																																												
食品製造業	60	66	69	72	81	81	81																																																												
食品卸売業	23	36	45	41	61	62	62																																																												
食品小売業	22	25	23	28	31	35	35																																																												
外食産業	14	13	17	17	21	22	22																																																												
食品産業計	37	40	43	45	52	53	54																																																												
	18年	19年	20年																																																																
適用件数（件）	23	18	1																																																																
減税額（百万円）	173	145	0.3																																																																
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	改正食品リサイクル法施行（平成19年12月）以降の再生利用事業計画の認定実績8件（平成21年3月末現在）のうち税制特例の適用は1件となっている。																																																																		

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>今回の達成目標と同じ。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>政策目標は平成24年度における再生利用等実施率目標の達成。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成13年度税制改正で創設。平成14年度に特別償却率を100分の25から23に引き下げるとともに、適用対象となる設備を一部縮減する一方、食品循環資源メタン化設備、食品循環資源油脂化設備を追加。平成16年度には対象設備につき基準取得価額要件（取得価額の100分の75相当額）を設定。平成18年度から基準取得額要件を外し、特別償却率を100分の14に引き下げ。平成19年度から、改正後の食品リサイクル法第19条に基づく認定再生利用事業計画に記載された設備に対象を限定するとともに、生ごみ処理機及び保冷設備を対象設備として追加。</p>	